

## 熱海市宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熱海市（以下「市」という。）内の宿泊事業者における生産性の向上と雇用の安定を図るため、宿泊業の経営力基盤強化事業を行う者に対して予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊業の経営力基盤強化事業 宿泊事業者等が実施する別表の区分の欄に掲げる事業をいう。
- (2) 宿泊事業者 市内に宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営業を行う施設をいう。）を所有し、若しくは運営する者若しくは事業者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項の住宅宿泊事業者であって、採用活動、離職防止策等に取り組んでいるものをいう。
- (3) 宿泊事業者等 宿泊事業者及び宿泊事業者で構成された事業団体（以下「事業団体」という。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宿泊事業者等とする。ただし、当該者が市税を滞納しているときは、補助対象者としない。

### (補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分、内容及び要件並びに補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする宿泊事業者等（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊事業者 宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付申請書（宿泊事業者用）（様式

第1号)

(2) 事業団体 宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付申請書 (事業団体用) (様式第2号)

2 申請者は、前項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施計画書 (変更事業計画書、事業実績書) (様式第3号) (宿泊事業者に限る。)

(2) 事業実施計画書 (変更事業計画書、事業実績書) (様式第4号) (事業団体に限る。)

(3) 経費所要額調書 (変更経費所要額調書、経費所要額精算書) (様式第5号)

(4) 収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書) (様式第6号)

(5) 従業員専用施設として使用することに係る誓約書 (様式第7号) (従業員宿舍施設の更新又は改修の場合に限る。)

(6) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕様書 (補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。)

(7) 旅館業法に基づく許可証の写し又は住宅宿泊事業法に基づく標識の写し

(8) 建物の登記事項証明書の写し (従業員宿舍施設の更新又は改修の場合に限る。)

(9) 市税の滞納がないことがわかる書類

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の配分の変更又は総事業費の20パーセント以下の変更とする。

2 補助金に関する報告及び立入調査について、市から求められた場合には、それに応じなければならない。

(変更の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助対象事業の変更をしようとするときは、規則第6条第2項の規定にかかわらず、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付変更承認申請書 (様式第8号) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書 (変更事業計画書、事業実績書) (様式第3号) (宿泊事業者に限る。)

(2) 事業実施計画書 (変更事業計画書、事業実績書) (様式第4号) (事業団体に限る。)

(3) 経費所要額調書 (変更経費所要額調書、経費所要額精算書) (様式第5号)

- (4) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第6号）
- (5) 変更に係る工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書（補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（実績報告）

第8条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該期限までに提出できないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 事業実施計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第3号）（宿泊事業者に限る。）
- (2) 事業実施計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第4号）（事業団体に限る。）
- (3) 経費所要額調書（変更経費所要額調書、経費所要額精算書）（様式第5号）
- (4) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第6号）
- (5) 宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金交付要綱（令和6年3月29日付け観政第483号静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課長通知）の規定による補助金（以下「県補助」という。）に係る交付決定通知書の写し（県補助に係る交付の決定を受けた者に限る。）
- (6) 工事仕様書、工事設計図、工事仕訳書及び完成写真（補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。）
- (7) 更新後の従業員宿舍施設に係る建物の登記事項証明書の写し
- (8) 更新後の従業員宿舍施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の請求）

第9条 規則第13条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の請求をするときは、請求書に県補助に係る交付確定通知書の写し（県補助に係る交付の確定を受けた者に限る。）を添えて市長に請求しなければならない。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第10条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、当該申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 第8条の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、当該金額（前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 第8条の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、当該金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

（財産処分の制限）

第11条 規則第19条第1項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等に相当する期間とする。

2 規則第19条第1項第3号に規定する市長の承認を受けなければならない指定財産は、当該補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 市長は、規則第19条第1項本文の承認を受けた前項の財産を処分することにより補助対象者に収入があったと認めるときは、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	事業の内容	事業の要件	補助対象経費	補助額
業務効率化・生産性向上	宿泊事業者等がデジタル技術を活用して実施する宿泊施設の生産性の向上に向けた取組であって、従業員の離職防止又は人手不足の解消に資するものを行う事業		システム導入費及びそれに係る機器等購入費、機器設置費用、委託料、工事請負費等とし、1施設当たり20万円を下限、300万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助されている事業に係る経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、デジタル技術の活用として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
従業員 宿泊 施設 の 更新	従業員 宿泊 事業者	減価償却資産の耐用年数等に関する省令による耐用年数を経過し、又は損傷若しくは老朽化が激しく、建て替えが必要と認められる従業員宿泊施設であって、現に従業員が入居しているもの所有していること。	従業員宿泊施設の更新工事に係る工事請負費その他事業の実施に必要なと市長が認める経費とし、1戸当たり800万円かつ1事業者当たり8,000万円（事業団体が従業員宿泊施設を整備する場合にあっては1億2,000万円）を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助されている事業に係る経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、従業員宿泊施設を整備として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と申請日時点で当該宿泊施設に居住する正規雇用従業員数に200万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とする。
	事業 団体	事業団体が従業員宿泊施設を新たに整備する取組であって、従業員の離職防止又は人手不足の解消に資するものを行う事業	事業団体の構成員のいずれかが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による耐用年数を経過している従業員宿泊施設であって、現に従業員が入居しているもの所有していること。	
従業員 宿	宿泊事業者等が従業員	(1) 従業員宿泊施設が築20年を	従業員宿泊施設の改修工事に係る役務費、工事請負費、設	補助対象経費の1/4の額

<p>舎施設の改修</p>	<p>宿舎施設の居住環境の設備を改装する取組であって、従業員の離職防止又は人手不足の解消に資するものを行う事業</p>	<p>超過し、かつ、直近3年以内に内装の改修を行った居室でないこと。  (2) 次のいずれかの工事を含むこと。  ア 浴室改修  イ トイレ改修  ウ キッチン改修  エ Wi-Fi 整備（ルーター設置のみの工事を除く。）</p>	<p>計に係る委託料その他事業の実施に必要と市長が認める経費とし、1戸当たり40万円を下限、100万円を上限かつ1事業者当たり1,000万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。  (1) 既の実施している事業に係る経費  (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助されている事業に係る経費  (3) 前2号に掲げるもののほか、従業員宿舎施設の改修として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と申請日時点で当該宿舎施設に居住する正規雇用従業員数に25万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とする。</p>
---------------	---	---	--	--

備考 当該事業に係る寄附金その他の収入額がある場合にあつては、補助対象経費から当該収入額を除いた額で補助額を算定することとする。

